

事業計画変更認可申請書

三 建 第 1 1 6 6 号
令和 3 年 2 月 2 5 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者 住 所 三川町大字横山字西田 8 5 番地
氏名又は名称 三川町長 阿 部 誠



都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 1 項に規定する認可を受けたいので、下記により申請します。

記

1. 施行者の名称

三川町

2. 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 三川都市計画下水道事業

(2) 名称 三川町公共下水道（最上川下流流域下水道（庄内処理区）

三川町流域関連特定環境保全公共下水道）

3. 事業計画

イ. 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

ロ. 設計の概要

施行面積 汚水 約 2 0 1 h a

約 2 0 1 h a

雨水 約 1 2 8 h a

ポンプ場 雨水 2 箇所

ハ 事業施行期間

自 平成 5年 10月 29日
3年 3月 31日
至 令和 8年 3月 31日

4. 変更理由

平成5年度に事業認可を受け、8回の事業認可変更を行い、鋭意整備を進めて、汚水整備率が95%、雨水整備率が18%となっている。このたび、住宅開発された区域を排水区域に追加し、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全をはかる。

5. 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 三川都市計画下水道事業
- (2) 名称 三川町公共下水道
(最上川下流流域下水道 (庄内処理区)
三川町流域関連特定環境保全公共下水道)

6. 事業地を表示する図面

- (1) 位置図 別添のとおり
- (2) 平面図 別添のとおり

7. 設計の概要を表示する図書

- (1) 資金計画書 別紙のとおり
- (2) 図面
イ) 平面図 別添のとおり

8. 行政機関の免許 (許可・許可書)

別紙のとおり

9. 都市計画決定 (変更) の告示

令和3年1月15日
三川町告示第 1号

設計の概要を表示する図書

(1) 資金計画書

(単位:千円)

年次	イ 経 費 の 部											合 計
	建設改良費					起債 元利償還費	維持管理費			そ の 他		
	公共下水道建設改良費						公共下水道	流域下水道 維持管理負担金	計			
	管 渠	ポンプ場	小 計	内用地費	流域下水道建設 改良費負担金						計	
令和元年度迄	4,337,311	411,578	4,748,889		422,917	5,171,806	2,645,633	217,438	844,860	1,062,298	8,879,737	
令和2年度	4,329,156	411,578	4,740,734		411,458	5,152,192	2,703,758	223,445	836,895	1,060,340	8,916,290	
	14,860		14,860		9,965	24,825	141,650	15,671	52,234	67,905	234,380	
	9,878		9,878		12,543	22,421	169,512	19,900	45,793	65,693	257,626	
令和3年度	—		—		—	—	—	—	—	—	—	
	26,128		26,128		8,960	35,088	150,758	14,555	48,003	62,558	248,404	
令和4年度	—		—		—	—	—	—	—	—	—	
	11,594		11,594		10,172	21,766	151,183	14,373	47,909	62,282	235,231	
令和5年度	—		—		—	—	—	—	—	—	—	
	11,594		11,594		10,172	21,766	151,345	14,410	48,035	62,445	235,556	
令和6年度	—		—		—	—	—	—	—	—	—	
	11,594		11,594		10,172	21,766	151,508	14,448	48,161	62,609	235,883	
令和7年度	—		—		—	—	—	—	—	—	—	
	11,594		11,594		10,172	21,766	151,671	14,486	48,288	62,774	236,211	
令和2年度～ 令和7年度ま での小計	14,860		14,860		9,965	24,825	141,650	15,671	52,234	67,905	234,380	
	82,382		82,382		62,191	144,573	925,977	92,172	286,189	378,361	1,448,911	
合 計	4,352,171	411,578	4,763,749		432,882	5,196,631	2,787,283	233,109	897,094	1,130,203	9,114,117	
	4,411,538	411,578	4,823,116		473,649	5,296,765	3,629,735	315,617	1,123,084	1,438,701	10,365,201	

記載要領

1. 流域関連公共下水道は、「建設改良費」の欄に建設負担金、「維持管理費」の欄に管理運営費負担金を含む。
2. 「起債元利償還費」の欄には、企業債取扱い諸費を含む。

(単位:千円)

年次	建設改良費														維持管理費及び起債元利償還費					合計	
	公共下水道建設改良費							流域下水道建設改良費分担金							小計	使用料	他会計繰入金	その他	小計		
	国費	起債	他会計繰入金	受益者負担金	その他	小計	起債	他会計繰入金	計	起債	他会計繰入金	計	使用料	他会計繰入金							その他
令和元年度	1,526,000	2,816,600	50,150	353,439	2,700	4,748,889	379,624	43,293	422,917	379,624	43,293	422,917	1,084,236	2,623,695		3,707,931	8,879,737				
令和元年度迄	1,515,000	2,810,100	55,537	357,397	2,700	4,740,734	368,224	43,234	411,458	368,224	43,234	411,458	1,087,336	2,676,762		3,764,098	8,916,290				
令和2年度	6,700	7,400	0	760		14,860	9,900	65	9,965	9,900	65	9,965	70,900	138,655		209,555	234,380				
令和3年度	2,300	4,500	0	3,078		9,878	12,500	43	12,543	12,500	43	12,543	66,900	168,305		235,205	257,626				
令和3年度																					
令和4年度	8,200	16,700	0	1,228		26,128	8,900	60	8,960	8,900	60	8,960	66,900	146,416		213,316	248,404				
令和4年度																					
令和5年度	4,700	6,200	0	694		11,594	10,100	72	10,172	10,100	72	10,172	67,500	145,965		213,465	235,231				
令和5年度																					
令和6年度	4,700	6,200	0	694		11,594	10,100	72	10,172	10,100	72	10,172	68,100	145,690		213,790	235,556				
令和6年度																					
令和7年度	4,700	6,200	0	694		11,594	10,100	72	10,172	10,100	72	10,172	68,600	145,517		214,117	235,883				
令和7年度																					
令和7年度	4,700	6,200	0	694		11,594	10,100	72	10,172	10,100	72	10,172	69,200	145,245		214,445	236,211				
令和7年度																					
令和2年度～令和7年度までの小計	6,700	7,400	0	760		14,860	9,900	65	9,965	9,900	65	9,965	70,900	138,655		209,555	234,380				
令和2年度～令和7年度までの小計	29,300	46,000		7,082		82,382	61,800	391	62,191	61,800	391	62,191	407,200	897,138		1,304,338	1,448,911				
合計	1,532,700	2,824,000	50,150	354,199	2,700	4,763,749	389,524	43,358	432,882	389,524	43,358	432,882	1,155,136	2,762,350		3,917,486	9,114,117				
合計	1,544,300	2,856,100	55,537	364,479	2,700	4,823,116	430,024	43,625	473,649	430,024	43,625	473,649	1,494,536	3,573,900		5,068,436	10,365,201				
接続率: 90.9%(令和元年度末)→92.0%(令和7年度末)																					
講じる対策: 未接続家屋への広報活動																					
住宅リフォーム時の水洗化工事費用に対する補助																					
有収率: 92.0%(令和元年度末)→93.0%(令和7年度末)																					
講じる対策: 不明水調査の実施																					
管渠の修繕による侵入水対策																					
その他講じる対策: 徴収体制の強化																					
下水道使用料金の見直し検討																					

記載要領

- 「建設改良費」の「その他」の欄には、工事費負担金、都道府県補助金等を記載する。なお、流域下水道は、建設負担金を含んで記載する。
- 「維持管理費及び起債元利償還費」の「その他」の欄には、都道府県補助金、積立金取り崩し額等を記載する。なお、流域下水道は管理運営費負担金を含んで記載する。
- 下水道使用料については、最近の有収水量の動向、国立社会保障・人口問題研究所による人口・世帯の見通し、企業立地の見通し等を踏まえた上で算定すること。
- 「下水道使用料※関連事項」の講じる対策の記載にあたっては、「下水道経営改善ガイドライン(平成26年6月、国土交通省・(公社)日本下水道協会)」等も必要に応じて参照すること。
- 「下水道使用料※関連事項」の「その他の講じる対策」の欄には、例えば、下水道使用料の見直し検討や徴収対策の取組について記載する。

年度別事業費内訳

(単位：千円)

	事業費		補助事業費		単独事業費	
	管渠	ポンプ場	管渠	ポンプ場	管渠	ポンプ場
令和元年度迄	4,337,311	411,578	2,662,600	400,000	1,674,711	11,578
	4,329,156	411,578	2,640,600	400,000	1,688,556	11,578
令和2年度	14,860		13,400		1,460	1,460
	9,878		4,600		5,278	5,278
令和3年度	-	-	-	-	-	-
	26,128		16,400		9,728	9,728
令和4年度	-	-	-	-	-	-
	11,594		9,400		2,194	2,194
令和5年度	-	-	-	-	-	-
	11,594		9,400		2,194	2,194
令和6年度	-	-	-	-	-	-
	11,594		9,400		2,194	2,194
令和7年度	-	-	-	-	-	-
	11,594		9,400		2,194	2,194
R2年度からR7年度迄の小計	14,860		13,400		1,460	1,460
	82,382		58,600		23,782	23,782
合計	4,352,171	411,578	2,676,000	400,000	1,676,171	11,578
	4,411,538	411,578	2,699,200	400,000	1,712,338	11,578
			3,099,200			1,723,916

三川町流域関連特定環境保全公共下水道事業計画の経緯表

	都市計画法に基づく計画	都市計画法に基づく事業認可	下水道法に基づく事業認可等
当初計画	平成4年10月23日 三川町告示第50号 区 域 汚水 約 181ha ポンプ場 雨水 1 箇所	平成5年10月29日 山形県告示1217号 区 域 汚水 約 43ha 事業期間 平成11年3月31日	平成5年10月29日 指令下水第116号 区 域 汚水 約 43ha 事業期間 平成11年3月31日
第1回変更	平成7年9月28日 三川町告示第60号 区 域 汚水 約 181ha 雨水 約 181ha ポンプ場 雨水 1 箇所 変更内容 雨水排水区域の追加	平成8年1月5日 山形県告示10号 区 域 汚水 約 43ha 雨水 約 43ha 事業期間 平成11年3月31日 変更内容 雨水排水区域の追加	平成7年12月5日 指令下水第169号 区 域 汚水 約 43ha 雨水 約 43ha 事業期間 平成11年3月31日 変更内容 雨水排水区域の追加
第2回変更		平成9年8月8日 山形県告示第832号 区 域 汚水 約 116ha 雨水 約 116ha 事業期間 平成16年3月31日 変更内容 事業期間の延伸 汚水・雨水排水区域の変更	平成9年7月31日 指令下水第12号 区 域 汚水 約 179ha 雨水 約 179ha 事業期間 平成16年3月31日 変更内容 事業期間の延伸 汚水・雨水排水区域の変更
第3回変更	平成12年6月7日 三川町告示 48号 区 域 汚水 約 194ha 雨水 約 181ha ポンプ場 雨水 1 箇所 変更内容 汚水排水区域の変更	平成13年1月26日 山形県告示第68号 区 域 汚水 約 194ha 雨水 約 116ha 事業期間 平成19年3月31日 変更内容 事業期間の延伸 汚水排水区域の変更	平成13年1月15日 指令下水第15号 区 域 汚水 約 259ha 雨水 約 179ha 事業期間 平成19年3月31日 変更内容 事業期間の延伸 汚水排水区域の変更
第4回変更			平成16年7月28日 指令都計第5号 区 域 汚水 約 266ha 雨水 約 179ha 事業期間 平成19年3月31日 変更内容 汚水排水区域の変更

	都市計画法に基づく計画	都市計画法に基づく事業認可	下水道法に基づく事業認可等
第5回 変更	<p>平成18年9月7日 三川町告示 93号</p> <p>区 域 汚水 約 200ha 雨水 約 200ha</p> <p>ポンプ場 雨水 2箇所</p> <p>変更内容 汚水・雨水排水区域の変更 雨水ポンプ場1箇所追加</p>	<p>平成18年10月17日 山形県告示第950号</p> <p>区 域 汚水 約 200ha 雨水 約 128ha</p> <p>ポンプ場 雨水 2箇所</p> <p>事業期間 平成22年3月31日</p> <p>変更内容 事業期間の延伸 汚水・雨水排水区域の変更 雨水ポンプ場2箇所追加</p>	<p>平成18年10月17日 指令下水第13号</p> <p>区 域 汚水 約 266ha 雨水 約 179ha</p> <p>ポンプ場 雨水 2箇所</p> <p>事業期間 平成22年3月31日</p> <p>変更内容 事業期間の延伸 雨水排水区域界の変更 雨水ポンプ場2箇所追加</p>
第6回 変更		<p>平成22年3月26日 山形県告示第274号</p> <p>区 域 汚水 約 200ha 雨水 約 128ha</p> <p>ポンプ場 雨水 2箇所</p> <p>事業期間 平成28年3月31日</p> <p>変更内容 事業期間の延伸</p>	<p>平成22年3月26日 指令都計第14号</p> <p>区 域 汚水 約 269ha 雨水 約 179ha</p> <p>ポンプ場 雨水 2箇所</p> <p>事業期間 平成28年3月31日</p> <p>変更内容 事業期間の延伸 汚水排水区域の変更</p>
第7回 変更		<p>平成24年3月21日 山形県告示第265号</p> <p>区 域 汚水 約 200ha 雨水 約 128ha</p> <p>ポンプ場 雨水 2箇所</p> <p>事業期間 平成28年3月31日</p> <p>変更内容 袖東ポンプ場形式の変更</p>	<p>平成24年3月21日 指令下水第10号</p> <p>区 域 汚水 約 269ha 雨水 約 179ha</p> <p>ポンプ場 雨水 2箇所</p> <p>事業期間 平成28年3月31日</p> <p>変更内容 袖東ポンプ場形式の変更</p>
第8回 変更		<p>平成28年1月5日 山形県告示第8号</p> <p>区 域 汚水 約 200ha 雨水 約 128ha</p> <p>ポンプ場 雨水 2箇所</p> <p>事業期間 令和3年3月31日</p> <p>変更内容 事業期間の延伸</p>	<p>平成27年11月17日 下水第231号</p> <p>区 域 汚水 約 269ha 雨水 約 179ha</p> <p>ポンプ場 雨水 2箇所</p> <p>事業期間 令和3年3月31日</p> <p>変更内容 袖東ポンプ場敷地面積変更 事業期間の延伸</p>

	都市計画法に基づく計画	都市計画法に基づく事業認可	下水道法に基づく事業認可等
第9回 変更	平成30年2月20日 三川町告示第18号 区 域 汚水 約 201ha 雨水 約 201ha ポンプ場 雨水 2箇所 変更内容 汚水・雨水排水区域の変更 雨水ポンプ場敷地面積の変更	平成30年3月23日 山形県告示第225号 区 域 汚水 約 201ha 雨水 約 128ha ポンプ場 雨水 2箇所 事業期間 令和3年3月31日 変更内容 汚水排水区域の変更 袖東ポンプ場敷地面積変更	平成30年3月20日 下水第342号 区 域 汚水 約 269ha 雨水 約 179ha ポンプ場 雨水 2箇所 事業期間 令和3年3月31日 変更内容 下水道法改正に伴う計画書等の変更
第10回 変更 (今回)	令和3年 月 日 三川町告示第18号 区 域 汚水 約 201ha 雨水 約 201ha ポンプ場 雨水 2箇所 変更内容 汚水・雨水排水区域の変更 (0.2ha追加)	令和3年 月 日 山形県告示第 号 区 域 汚水 約 201ha 雨水 約 128ha ポンプ場 雨水 2箇所 事業期間 令和8年3月31日 変更内容 汚水排水区域の変更 事業期間の延伸	令和 年 月 日 下水第 号 区 域 汚水 約 269ha 雨水 約 179ha ポンプ場 雨水 2箇所 事業期間 令和8年3月31日 変更内容 汚水排水区域の変更 事業期間の延伸

下水第 342 号
平成 30 年 3 月 20 日

三川町長 阿部 誠 殿

山形県知事 吉村 美栄子

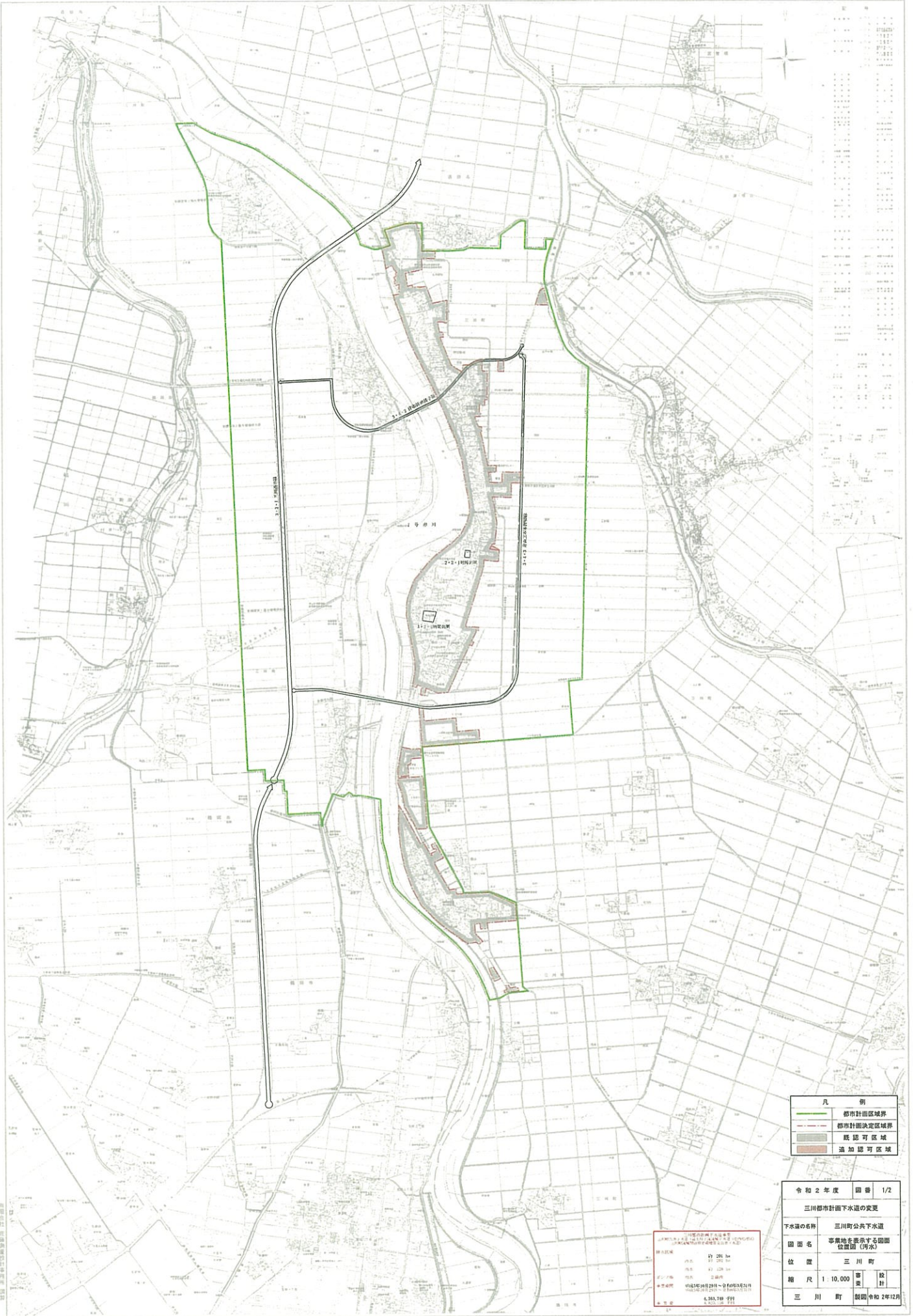


最上川下流流域下水道（庄内処理区）三川町流域関連特定環境保全
公共下水道事業計画変更協議申出書について（通知）

平成 30 年 3 月 7 日付け三建発第 515 号をもって協議の申出のあった標記については、下水道法第 4 条第 2 項の規定により協議を了する旨通知します。

三川町都市計画図

平成23年 5月



凡 例	
—	都市計画区域境界
—	都市計画決定区域境界
■	既認可区域
■	追加認可区域

令和2年度 国管 1/2	
三川町計画下水道の変更	
下水道の名称	三川町公共下水道
図面名	事業地を要する図面位置図(汚水)
位 置	三川町
縮 尺	1:10,000
製 図	三川町
製 図	令和2年12月

三川町計画下水道の変更
 事業地を要する図面位置図(汚水)
 縮尺 1:10,000
 製図 三川町
 製図 令和2年12月

- (2) 削除する部分 新庄市大字松本字外久保、大字仁間字磯ノ沢、大字福田字裏新田、字福田山、字福田及び字石橋地内

3・5・5号小楡室角沢線

- (1) 追加する部分 新庄市大字仁間字仁間、字野際及び字磯ノ沢地内
(2) 削除する部分 新庄市大字仁間字磯ノ沢地内

3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び新庄建設事務所

山形県告示第1216号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成5年10月29日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 原 田 克 弘

1 施行者の名称

余目町

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 余目都市計画下水道事業
(2) 名称 最上川下流流域下水道(庄内処理区)余目町流域関連公共下水道

3 事業地

- (1) 収用の部分 余目町大字余目字上猿田及び字沢田地内
(2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成5年10月29日から平成11年3月31日まで

山形県告示第1217号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成5年10月29日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 原 田 克 弘

1 施行者の名称

三川町

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 三川都市計画下水道事業
(2) 名称 最上川下流流域下水道(庄内処理区)三川町流域関連特定環境保全公共下水道

3 事業地

- (1) 収用の部分 なし
(2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成5年10月29日から平成11年3月31日まで

山形県告示第10号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成8年1月5日

山形県知事 高橋和雄

- 1 施行者の名称
三川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 三川都市計画下水道事業
 - (2) 名称 最上川下流流域下水道(庄内処理区)
三川町流域関連特定環境保全公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間
平成5年10月29日から平成11年3月31日まで

山形県告示第11号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成8年1月5日

山形県知事 高橋和雄

- 1 組合の名称
天童市南小畑土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
天童市東本町一丁目7番23号
- 3 設立認可の年月日
平成5年12月7日
- 4 変更認可の年月日
平成8年1月5日

山形県告示第12号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、土木部道路維持課において平成8年1月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成8年1月5日

山形県知事 高橋和雄

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 中山三郷寒河江線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
寒河江市大字柴橋字高松1202番1から	同	旧	12.0 m	73 m
			12.0	
同	上	新	12.0 m	73 m
			12.0	
同	上	新	21.0 m	96 m
			12.0	

山形県告示第831号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき余目町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成9年8月8日

山形県知事 高橋和雄

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 余目都市計画下水道
 - (2) 名称 余目町公共下水道
- 2 縦覧の場所
 - 土木部都市計画課

山形県告示第832号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成9年8月8日

山形県知事 高橋和雄

- 1 施行者の名称
 - 三川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 三川都市計画下水道事業
 - (2) 名称 最上川下流域下水道(庄内処理区)
三川町流域関連特定環境保全公共下水道
- 3 変更の内容
 - (1) 収用の部分 なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間
 - 平成5年10月29日から平成16年3月31日まで

人事委員会関係

告示

山形県人事委員会告示第4号

平成9年度山形県職員採用中級試験を次のとおり実施する。

平成9年8月8日

山形県人事委員会

委員長 古澤茂堂

- 1 試験の名称
 - 平成9年度山形県職員採用中級試験
- 2 試験区分及び採用予定人員
 - 栄養士 若干名
- 3 試験の程度
 - 短期大学卒業程度
- 4 対象となる職

試験区分	対象となる職
栄養士	医療職給料表(2)1級の職

山形県告示第68号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成13年1月26日

山形県知事 高橋和雄

1 施行者の名称

三川町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 三川都市計画下水道事業

(2) 名称 最上川下流流域下水道（庄内処理区）三川町流域関連特定環境保全公共下水道

3 変更の内容

(1) 収用の部分 なし

(2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成5年10月29日から平成19年3月31日まで

山形県告示第69号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成13年1月26日

山形県知事 高橋和雄

1 施行者の名称

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 尾花沢都市計画下水道事業、大石田都市計画下水道事業

(2) 名称 最上川流域下水道（村山処理区）尾花沢市大石田町流域関連公共下水道

3 変更の内容

(1) 収用の部分 なし

(2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成7年7月4日から平成19年3月31日まで

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ICUベッド等の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成13年1月26日

山形県立中央病院長 横山 紘 一

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市桜町7番17号 山形県立中央病院北棟2階会議室

(2) 日時 平成13年2月6日(火) 午前10時（詳細は入札説明書による。）

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

イ ICUベッド 一式 8セット

ロ 患者監視カメラ 一式

ハ 腹腔鏡・子宮鏡 一式

ニ アルゴンレーザー装置 一式

ホ 超音波診断装置（産婦人科用） 一式

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。



別表保健所長の項委任事項の欄第10項第1号ニ中「第12条第4項」を「第12条第6項」に改める。

訓 令

山形県訓令第21号

総務部
保健所
食肉衛生検査所

山形県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律執行手続の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年10月17日

山形県知事 齋藤 弘

山形県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律執行手続の一部を改正する訓令

山形県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律執行手続（平成3年4月県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第12条第4項」を「第12条第6項」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第948号

介護保険法（平成9年法律第123号）第44条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成18年10月17日

山形県知事 齋藤 弘

指定居宅サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
株式会社ぬくもり 米沢市吹屋敷町1番32号	ぬくもり訪問介護事業所 米沢市吹屋敷町1番32号	訪問介護	平成18.10.5

山形県告示第949号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成18年10月17日

山形県知事 齋藤 弘

指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
株式会社ぬくもり 米沢市吹屋敷町1番32号	ぬくもり訪問介護事業所 米沢市吹屋敷町1番32号	介護予防訪問介護	平成18.10.5

山形県告示第950号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年10月17日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 施行者の名称
三川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 三川都市計画下水道事業

(2) 名称 最上川下流域下水道 (庄内処理区) 三川町流域関連特定環境公共下水道

3 変更の内容

(1) 収用の部分 平成5年10月29日山形県告示第1217号、平成8年1月5日山形県告示第10号、平成9年8月8日山形県告示第832号、平成13年1月26日山形県告示第68号の事業地に東田川郡三川町押切新田字対馬及び字茨谷地地内を追加する。

(2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成5年10月29日から平成22年3月31日まで

山形県告示第951号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成18年10月17日から同月30日まで縦覧に供する。

平成18年10月17日

山形県知事 齋 藤 弘

1 道路の種類 県道

2 路線名 久保桜線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
長井市上伊佐沢字北掃出6255番2 から 同 小出字荒立日月堂巻2785番6 まで	旧	23.2メートル } 6.2	1,222 <small>メートル</small>
同 上		250.0メートル } 12.4	1,355 <small>メートル</small>
同 上	新	23.2メートル } 6.2	同 上
同 上		250.0メートル } 12.4	同 上

公 告

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条第1項の規定により、道路凍結抑制剤 (塩化ナトリウム粒状) の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年10月17日

山形県村山総合支庁長 佐 藤 洋 樹

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 寒河江市大字西根字石川西355 山形県村山総合支庁西庁舎入札室 (5階)

(2) 日 時 平成18年11月7日 (火) 午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達する物品の名称 道路凍結抑制剤 (塩化ナトリウム粒状)

(2) 調達予定数量 670トン

(3) 調達する物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期間 契約締結の翌日から平成19年3月31日まで

(5) 納入方法及び納入場所 入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

山形県告示第272号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
天童市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 山形広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 天童公共下水道（最上川流域下水道（村山処理区）天童市流域関連公共下水道）
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間
平成22年3月26日から平成28年3月31日まで

山形県告示第273号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
庄内町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 余目都市計画下水道事業
 - (2) 名称 余目町公共下水道（最上川下流流域下水道（庄内処理区）庄内町流域関連公共下水道）
- 3 変更の内容
設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成5年10月29日から平成28年3月31日まで

山形県告示第274号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
三川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 三川都市計画下水道事業
 - (2) 名称 三川町公共下水道（最上川下流流域下水道（庄内処理区）三川町流域関連特定環境保全公共下水道）
- 3 変更の内容
設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成5年10月29日から平成28年3月31日まで

1 利用料金

施 設 名	区 分	利 用 料 金	
		一 般	小学生・中学生
フィールドアスレチック施設	個 人	無 料	無 料
	団 体	無 料	無 料

備考 この表において、「団体」とは、20人以上をいう。

2 適用期間

平成24年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

山形県告示第264号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 施行者の名称

新庄市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種 類 新庄都市計画下水道事業
- (2) 名 称 新庄公共下水道

3 変更の内容

設計の概要及び事業施行期間の変更

4 事業施行期間

昭和57年 3月 5日から平成31年 3月31日まで

山形県告示第265号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 施行者の名称

三川町

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種 類 三川都市計画下水道事業
- (2) 名 称 三川町公共下水道
(最上川下流域下水道（庄内処理区）三川町流域関連特定環境保全公共下水道)

3 変更の内容

設計の概要の変更

4 事業施行期間

平成 5年10月29日から平成28年 3月31日まで

山形県告示第266号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年1月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画下水道
 - (2) 名 称 山形市公共下水道
- 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課

山形県告示第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年1月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
三川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 三川都市計画下水道事業
 - (2) 名 称 三川町公共下水道（最上川下流域下水道（庄内処理区）三川町流域関連特定環境保全公共下水道）
- 3 変更の内容
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成5年10月29日から平成33年3月31日まで

山形県告示第9号

山形県県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）第11条第2項及び第3項の規定により、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値（以下「利便性係数」という。）及び同条例第11条第1項ただし書に規定する近傍同種の住宅の家賃を次のように定め、平成28年4月1日から施行し、平成27年1月県告示第56号（県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃）は、平成28年3月31日限り廃止する。

平成28年1月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

住 宅 名	1戸当たり 住戸専用面積 平方メートル	利便性係数	近傍同種の 住宅の家賃 円	摘 要
県営鈴川第2アパート1号	44.4	0.95	20,300	風呂無し
県営鈴川第2アパート2号	44.4	0.90	20,300	
県営鈴川第2アパート3号	44.4	0.95	19,700	風呂無し
県営鈴川第2アパート4号	44.4	0.90	20,300	
県営鈴川第2アパート5号	44.4	0.95	20,300	風呂無し
県営五十鈴アパート1号	51.2	0.90	19,700	
		0.95	26,900	風呂無し
		0.90	26,900	

(2) 名称 新庄公共下水道

3 変更の内容

事業施行期間の変更

4 事業施行期間

昭和57年3月5日から平成35年3月31日まで

山形県告示第224号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 施行者の名称

真室川町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 真室川都市計画下水道事業

(2) 名称 真室川町公共下水道

3 変更の内容

事業施行期間の変更

4 事業施行期間

平成10年3月3日から平成35年3月31日まで

山形県告示第225号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 施行者の名称

三川町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 三川都市計画下水道事業

(2) 名称 三川町公共下水道（最上川下流流域下水道（庄内処理区）三川町流域関連特定環境保全公共下水道）

3 変更の内容

(1) 事業地

収用の部分

平成5年告示第1217号、平成8年告示第10号、平成9年告示第832号、平成13年告示第68号、平成18年告示第950号、平成22年告示第274号、平成24年告示第265号、平成28年告示第8号の事業地に東田川郡三川町押切新田字対馬地内を追加する。

(2) 設計の概要の変更

4 事業施行期間

平成5年10月29日から平成33年3月31日まで

山形県告示第226号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 施行者の名称

遊佐町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 遊佐都市計画下水道事業

三川町告示第 1 号

三川都市計画下水道の変更（三川町決定）の縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月15日

三川町長 阿 部



- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 三川都市計画下水道
 - (2) 名称 三川町公共下水道

- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - (1) 追加する部分 三川町大字押切新田字対馬
 - (2) 削除する部分 なし

- 3 縦覧の場所
三川町役場 建設環境課事務室

三川都市計画下水道の変更
(三川町決定)

計 画 書

令 和 2 年 度

山 形 県 三 川 町

三川都市計画下水道の変更（三川町決定）

三川都市計画三川町公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更する。

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考） 雨水 約 201 ha

汚水 約 201 ha

理 由

宅地開発された区域において排水区域の拡大を行い、生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図る。

都市計画決定（変更）の経緯表

項 目	内 容
計画決定の推移	<p>当初決定 昭和 48 年 12 月 22 日 三川町告示第 25 号 押切新田下水路 排水区域 84ha</p>
	<p>第 1 回変更 平成 4 年 10 月 23 日 三川町告示第 50 号 三川町公共下水道 排水区域（汚水） 181ha</p>
	<p>第 2 回変更 平成 7 年 9 月 28 日 三川町告示第 60 号 三川町公共下水道 排水区域（雨水） 181ha（追加） 排水区域（汚水） 181ha 歌枕ポンプ場（追加）</p>
	<p>第 3 回変更 平成 12 年 6 月 7 日 三川町告示第 48 号 三川町公共下水道 排水区域（雨水） 181ha 排水区域（汚水） 194ha（13ha 追加）</p>
	<p>第 4 回変更 平成 18 年 9 月 7 日 三川町告示第 93 号 三川町公共下水道 排水区域（雨水） 200ha（19ha 追加） 排水区域（汚水） 200ha（6ha 追加） 袖東ポンプ場（追加） 押切新田下水路 廃止</p>
	<p>第 5 回変更 平成 30 年 3 月 20 日 三川町告示第 18 号 三川町公共下水道 排水区域（雨水） 201ha（1ha 追加） 排水区域（汚水） 201ha（1ha 追加） 袖東ポンプ場（敷地面積の変更）</p>
	<p>第 6 回変更 今回変更 三川町公共下水道 排水区域（雨水） 201ha（1ha 追加） 排水区域（汚水） 201ha（1ha 追加）</p>

項 目	内 容					
事業の進捗状況	令和元年度末					
		決定面積 (ha)	事業認可 (ha)	整備面積 (ha)	整備率 (%)	備考
	汚水	200.6	200.6	185.5	92.5	
	雨水	200.6	128.4	34.0	26.5	
	歌枕ポンプ場 : 整備済み 袖東ポンプ場 : 整備済み					
決定(変更)の内容	1) 排水区域の追加					
		変更前 (ha)	拡大区域 (ha)	変更後 (ha)	備考	
	汚水	約 201(200.6)	約 1 (0.2)	約 201(200.8)		
	雨水	約 201(200.6)	約 1 (0.2)	約 201(200.8)		
決定(変更)の具体的な理由	宅地開発された区域において排水区域の拡大を行い、生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図る。					
公聴会, 説明会等における問題点および措置	令和2年 月 日から 月 日まで、三川町ホームページ等にてパブリックコメントを実施する予定。 都市計画審議会: 令和3年2月上旬予定。					
今後の方針について	都市計画の変更後、都市計画法の事業認可申請を行ない、事業を推進する。					

土地の調書

都市計画を変更する土地の区域

(1) 変更する部分

三川町大字押切新田字対馬、字国営西（宅地開発）

(2) 削除する部分

なし

具体的理由書

1) 排水区域

宅地開発された区域において排水区域の拡大を行い、生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図る。

追加排水区域（雨水 汚水）

- ・押切地区：約0.2ha 宅地開発

三川都市計画下水道の変更（三川町決定）

新旧対照表

上段：既決定

下段：今回決定

1. 下水道の名称

三川町公共下水道

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 約 201ha

雨水 約 201ha

約 201ha

汚水 約 201ha

3. 下水管渠

該当なし

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
歌枕排水機場	三川町大字押切新田字茨谷地	約 162m ²
袖東ポンプ場	三川町大字押切新田字対馬	約 687m ²

「区域は計画図表示のとおり」

三川町都市計画図

三川町都市計画下水道の変更（三川町決定）
 三川町公共下水道
 総括図（汚水） S=1:10,000

約 201 ha
 約 201 ha

凡例

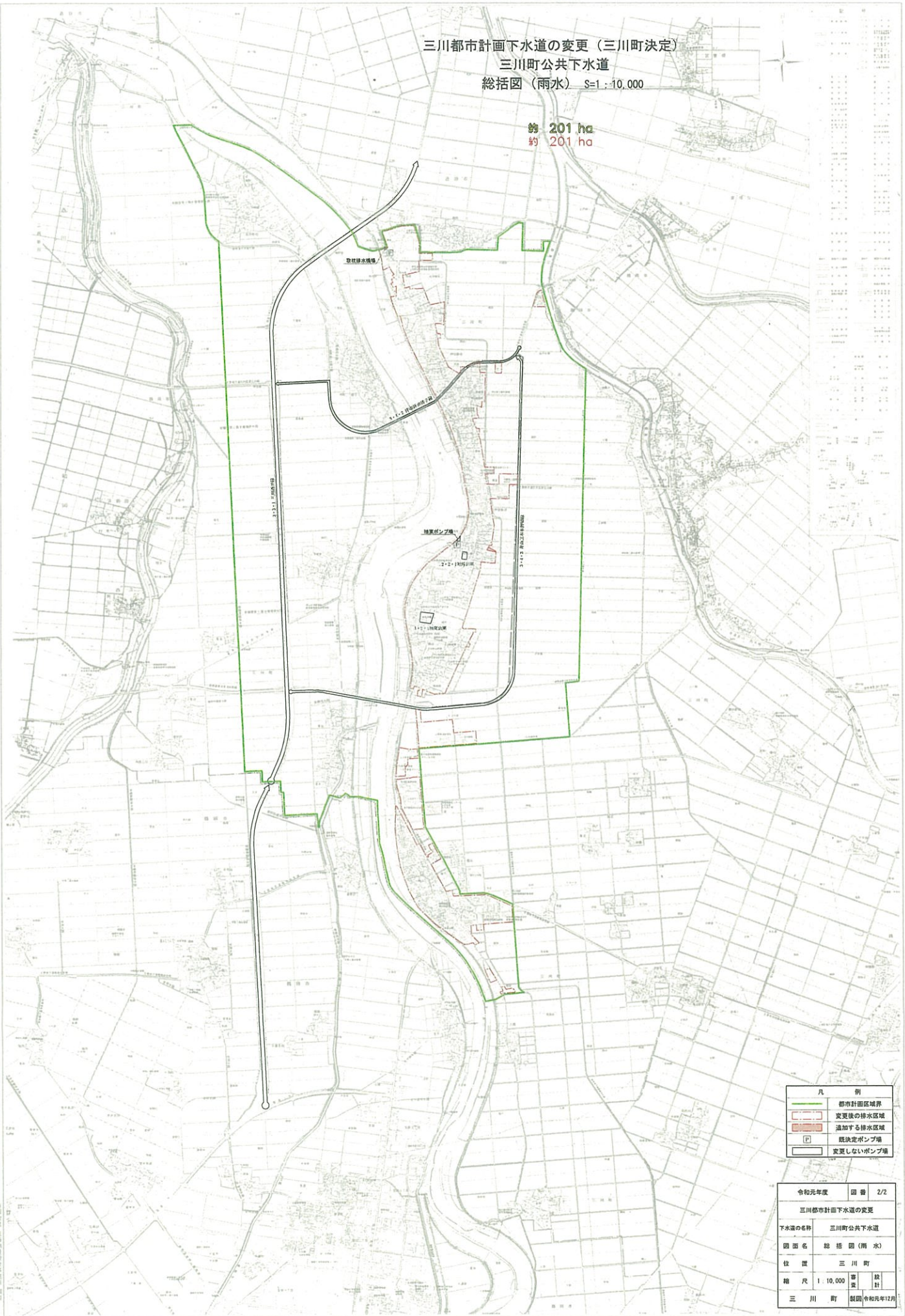
都市計画区域境界	変更後の排水区域	追加する排水区域
----------	----------	----------

令和元年度	図番	1/2
三川町都市計画下水道の変更		
下水道の名称	三川町公共下水道	
図面名	総括図（汚水）	
位置	三川町	
縮尺	1:10,000	審査 設計
三川町	製図 令和元年12月	

三川町都市計画図

三川都市計画下水道の変更（三川町決定）
三川町公共下水道
総括図（雨水） S=1:10,000

約 201 ha
約 201 ha



凡 例	
	都市計画区域境界
	変更後の排水区域
	追加する排水区域
	既設ポンプ場
	変更しないポンプ場

令和元年度	図番	Z/2
三川町都市計画下水道の変更		
下水道の名称	三川町公共下水道	
図面名称	総括図（雨水）	
位置	三川町	
縮尺	1:10,000	審査 設計
三川町	製図 令和元年12月	